

報告事項No. 4 資料 1

議案第180号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例の制定について

川崎市人事委員会から市議会及び市長に対してなされた令和7年10月6日付け報告及び勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額並びに教育職員の教職調整額の改定等を行うため、並びに一般職の職員の給与改定に関連して特別職の職員の期末手当について必要な措置を講ずるため改正するもの

1 改正の主な内容

(1) 川崎市職員の給与に関する条例

ア 全ての給料表の給料月額の引上げ

イ 期末手当の支給割合の改定

令和7年12月 125/100→127.5/100 令和8年度以降 127.5/100→126.25/100

ウ 勤勉手当の支給割合の改定

令和7年12月 105/100→107.5/100 令和8年度以降 107.5/100→106.25/100

エ 配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の額の引上げ

子（1人につき） 月額 10,000 円→13,000 円

オ 通勤手当の1か月当たりの支給限度額の引上げ 55,000 円→150,000 円

カ 係長級以上の級の初号の給料月額の引上げ

キ 部長級以上の級の号給構成の簡素化及び隣接する級間の給料月額の重なるの解消

(2) 川崎市特別職員給与条例その他の常勤の特別職の給与に係る条例

期末手当の支給割合の改定

令和7年12月 172.5/100→177.5/100 令和8年度以降 177.5/100→175/100

(3) 川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

教職調整額の引上げ 給料月額の 4/100→10/100

2 施行期日等

(1) 公布の日から施行し、上記1(1)アについては、令和7年4月1日から適用。ただし、上記1(3)については令和8年1月1日から、上記1(1)イ及びウ並びに(2)のうち令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当に関する改正規定並びに上記1(1)エからキまでについては同年4月1日から施行

(2) 上記1(1)エについては配偶者に係る扶養手当の額を段階的に引き下げ、及び子に係る扶養手当の額を段階的に引き上げる経過措置を、上記1(3)については教職調整額を毎年1/100ずつ段階的に引き上げる経過措置をそれぞれ規定